福井県条例第

号

井県議会の 議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例

要な事項を定めるものとする。 会の議員(以下「議員」という。 この条例は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第百七十二条の二の規定に基づき、)の選挙 (選挙の一部無効による再選挙を除く。以下同じ。) における選挙公報の発行に関し必 福井県議

(選挙公報の発行)

- 第二条 の氏名、 福井県選挙管理委員会(以下「県の委員会」という。)は、議員の選挙において、議員の候補者(以下 経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに、 一回発行しなければならない。
- 選挙公報は、 選挙区ごとに、発行しなければならない。
- 3 特別の事情がある区域においては、選挙公報は、発行しない。
- 前項の規定により選挙公報を発行しない区域は、県の委員会が定める。

(掲載文の申請)

- 選挙の期日の告示があった日に、 候補者が選挙公報に氏名、 経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、 その掲載文および写真を添えて、
- 載してはならない。 な風俗を害し、または特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう事項を記 候補者は、その責任を自覚し、 前項の掲載文には、他人もしくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ、県の委員会に、文書で申請しなければならない。 もしくは善良

(選挙公報の発行手続

じで定める。

2 一の用紙に二人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合においては、その掲載の順序は、 第四条 県の委員会は、前条第一項の規定による申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。 県の委員会がく

(選挙公報の配布

3

第五条 に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、当該選挙の期日前二日までに、配布するものとする。 選挙公報は、県の委員会の定めるところにより、市町の選挙管理委員会(以下「市町の委員会」という。)が、当該選挙

県の委員会に届け出て、 町役場その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、 布を行うことによって、 選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。 市町の委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、あらかじめ、 同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、当該市町の委員会は、市役所、 選挙公報につき、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配

(選挙公報の発行を中止する場合)

第六条 その他特別の事情があるときは、 法第百条第四項の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなったときまたは天災その他避けることのできない 選挙公報の発行の手続は、 中止する。 事故

(申請等の時間)

第七条 午前八時三十分から午後五時までの間にしなければならない。この条例またはこの条例に基づき県の委員会の定めるところにより、 候補者が県の委員会に対してする申請その他の行

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、 選挙公報の発行に関し必要な事項は、 県の委員会が定める。

この条例は、 公布の日から施行し、 同日以後にその期日を告示される一般選挙から適用する。

県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるために条例を整備する必要があるので、この案を提出する。提案理由